

教育職員免許状

教育職員免許状の取得

教育職員免許法および同施行規則に定める所定の授業科目の単位を修得したときは、次の表に掲げる免許状の種類および免許教科の種類に応じ、教育職員免許状の授与を受ける所要資格を得ることができます。

取得可能な免許状および資格

- ・高等学校教諭一種免許状（情報）
- ・高等学校教諭一種免許状（商業）

教育職員免許法別表第一（第五条、第五条の二関係）〔抜粋〕

第一欄		第二欄	第三欄	
所要資格		基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数	
免許状の種類			教科及び教職に関する科目	特別支援教育に関する科目
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	83	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	59	

取得条件

次の条件を満たすことにより、教育職員免許状の授与を受ける所要資格を得ることができます。

1. 学士の学位を有する（本学の卒業）
2. 次に掲げる科目の単位修得

施行規則に定める科目	単位数	本学開講授業科目	単位数
日本国憲法	2	日本国憲法	2
体育	2	スポーツⅠ	1
		スポーツⅡ	1
外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーションⅠ	1
		英語コミュニケーションⅡ	1
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	コンピュータ科学基礎	2

3. 取得する免許状の種類に応じた「教科及び教職に関する科目」の単位取得

「教科及び教職に関する科目」について、区分の内訳および教育職員免許法上の最低修得単位数は下表のとおりです。詳細は P. 172～P. 175を参照してください。

教科及び教職に関する科目（内訳）	高等学校	
	専修	一種
A 教科及び教科の指導法に関する科目	24	24
B 教育の基礎的理解に関する科目	10	10
C 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	8	8
D 教育実践に関する科目	5	5
E 大学が独自に設定する科目	36	12
最低修得単位数	83	59

(1) 高等学校教諭一種免許状（情報）「教科及び教科の指導法に関する科目」（A）

免許法施行規則		本学開講授業科目		修得単位		
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	開講授業科目	単位数	① 必修	② 選択	
(A) 教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	情報社会・情報倫理	情報と社会	2	2	必修以外から8単位以上※
			情報管理	2		
		コンピュータ・情報処理 (実習を含む。)	情報処理Ⅰ	2		
			情報処理Ⅱ	2		
			AⅠ基礎プログラミングⅠ（実習を含む）	2	2	
			AⅠ基礎プログラミングⅡ	2		
			情報処理論	2		
			データ分析	2		
		情報システム (実習を含む。)	ウェブプログラミングⅡ（実習を含む）	2	2	
			データベース	2		
			ウェブアプリケーション	2		
			AⅠ実践演習Ⅰ	2		
			AⅠ実践演習Ⅱ	2		
			コンピュータシステム	2		
		情報通信ネットワーク (実習を含む。)	情報ネットワークⅠ（実習を含む）	2	2	
情報ネットワークⅡ	2					
ウェブデザイン	2					
マルチメディア表現・ マルチメディア技術 (実習を含む。)	マルチメディアⅠ（実習を含む）	2	2			
	マルチメディアⅡ	2				
	ウェブプログラミングⅠ	2				
	シミュレーション	2				
情報と職業	情報と職業	2	2			
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目						
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)		中等教科教育法Ⅰ（情報）	2	2		
		中等教科教育法Ⅱ（情報）	2	2		
最低修得単位数	一種	教科：24単位	計		16	8
					24	

修得単位計算表

高等学校教諭一種免許状（情報） 「教科及び教科の指導法に関する科目」（A）	修得単位数
① 必修科目の修得単位数	16単位
② 選択科目の修得単位数	8単位以上
③ ①+②の合計から24を引いた数	I

↑ Iの単位数を（4）高等学校教諭一種免許状（情報）「大学が独自に設定する科目」（P.175）にあてることができる。

(2) 高等学校教諭一種免許状（商業）「教科及び教科の指導法に関する科目」(A)

免許法施行規則		本学開講授業科目		修得単位		
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	開講授業科目	単位数	① 必修	② 選択	
(A) 教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	商業の関係科目	マクロ経済学Ⅰ	2	2	必修以外から6単位以上※
			マクロ経済学Ⅱ	2		
			ミクロ経済学Ⅰ	2	2	
			ミクロ経済学Ⅱ	2		
			経営学総論Ⅰ	2	2	
			経営管理論Ⅰ	2		
			簿記原理Ⅰ	2	2	
			簿記原理Ⅱ	2		
			会計学Ⅰ	2		
			商学概論	2	2	
			マーケティング論	2		
			商法	2		
			Eコマース論Ⅰ	2		
			職業指導	職業指導	4	
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	中等教科教育法Ⅰ(商業)	2	2			
	中等教科教育法Ⅱ(商業)	2	2			
最低修得単位数	一種 教科：24単位	計		18	6	
				24		

修得単位計算表

高等学校教諭一種免許状（商業） 「教科及び教科の指導法に関する科目」(A)	修得単位数
① 必修科目の修得単位数	18単位
② 選択科目の修得単位数	6単位以上選択
③ ①+②の合計から24を引いた数	Ⅱ

↑Ⅱの単位数を(5)高等学校教諭一種免許状(商業)「大学が独自に設定する科目」(P.175)にあてることができる。

(3) 高等学校教諭一種免許状「教育の基礎的理解に関する科目」等 (B~D)

免許法施行規則			本学開講授業科目		修得単位	
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	一種	開講授業科目	単位数	① 必修	選択
(B) 教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育基礎論 (中・高・養)	2	2	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校への対応を含む。)		教師論 (中・高・養)	2	2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育の社会制度論 (中・高・養)	2	2	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学 (中・高・養)	2	2	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育基礎 (中・高・養)	2	2	
	教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育課程論 (中・高・養)	2	2	
(C) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な学習の時間の指導法	8	特別活動・総合的な学習の時間の指導法 (中・高・養)	2	2	
	特別活動の指導法					
	教育の方法及び技術		教育の方法と技術 (情報通信技術の活用含む) (中・高・養)	2	2	
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法					
	生徒指導の理論及び方法		生徒・進路指導論 (中・高)	2	2	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		教育相談 (中・高・養)	2	2	
(D) 教育実践に関する科目	教育実習	3	高等学校教育実習 (事前事後)	1	1	
			高等学校教育実習	2	2	
	教職実践演習	2	教職実践演習 (中・高)	2	2	
最低修得単位数		23	計		25	

修得単位計算表

高等学校教諭一種免許状 (情報) 「教育の基礎的理解に関する科目」等 (B~D)	修得単位数
① 必修科目の修得単位数	
② ①から23を引いた数	Ⅲ

↑Ⅲの単位数を(4)高等学校教諭一種免許状(情報)「大学が独自に設定する科目」(P.175)にあてることができる。

高等学校教諭一種免許状 (商業) 「教育の基礎的理解に関する科目」等 (B~D)	修得単位数
① 必修科目の修得単位数	
② ①から23を引いた数	Ⅳ

↑Ⅳの単位数を(5)高等学校教諭一種免許状(商業)「大学が独自に設定する科目」(P.175)にあてることができる。

(4) 高等学校教諭一種免許状（情報）「大学が独自に設定する科目」(E)

免許法施行規則		本学開講授業科目		修得単位	
科目区分	一種	開講授業科目	単位数	必修	選択
(E) 大学が独自に設定する科目	12				
最低修得単位数	12	計		12単位以上	

以下の方法により合計12単位を修得する必要がある。

- 1) 高等学校教諭一種免許状の「教科及び教科の指導法に関する科目」から修得したⅠの単位数をあてる
- 2) 高等学校教諭一種免許状の「教育の基礎的理解に関する科目」等から修得したⅢの単位数をあてる

修得単位計算表

高等学校教諭一種免許状（情報）「大学が独自に設定する科目」(E)	修得済単位数
「教科及び教科の指導法に関する科目」(P. 172) Ⅰの単位数	
「教育の基礎的理解に関する科目」等 (P. 174) Ⅲの単位数	
合計単位数	

↑
12単位以上必要

(5) 高等学校教諭一種免許状（商業）「大学が独自に設定する科目」(E)

免許法施行規則		本学開講授業科目		修得単位数	
科目区分	一種	開講授業科目	単位数	必修	選択
(E) 大学が独自に設定する科目	12				
最低修得単位数	12	計		12単位以上	

以下の方法により合計12単位を修得する必要がある。

- 1) 高等学校教諭一種免許状の「教科及び教科の指導法に関する科目」から修得したⅡの単位数をあてる
- 2) 高等学校教諭一種免許状の「教育の基礎的理解に関する科目」等から修得したⅣの単位数をあてる

修得単位計算表

高等学校教諭一種免許状（商業）「大学が独自に設定する科目」(E)	修得単位数
「教科及び教科の指導法に関する科目」(P. 173) Ⅱの単位数	
「教育の基礎的理解に関する科目」等 (P. 174) Ⅳの単位数	
合計単位数	

↑
12単位以上必要